

令和6年11月29日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 重信 元子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】 放課後児童クラブについて

答弁を求める者 市長・教育長

見附市の放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業として放課後や長期休業期間に仕事等で保護者が不在の家庭の小学生の児童に遊びを主とした健全育成及び指導等を行うもので、委託運営しています。令和6年度は12クラブあり、1つのクラブで第1と第2に分かれている所もある為、14か所で行われています。令和7年度は募集案内によれば、10クラブが、第1、第2や第1～第3まで分かれる所もあって13か所で行われる予定になっています。委託先も幼稚園や保育園を運営する団体や保護者会、または地域コミュニティや社会福祉法人などで、利用時間や利用料金も各クラブでそれぞれ違う現状です。見附市の放課後児童クラブの現状と課題やこれからの在り方について、以下質問いたします。

- 1 見附市の放課後児童クラブの事業を運営するルールにおいて、統一のものが示されていない為、運営母体に変更になる事に伴って保護者の不安や混乱を招いている現状があります。他市のほとんどが統一の利用時間や利用料金を決めている事をみても、見附市が主体者として、統一の規則を作っていく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。
- 2 放課後児童クラブは、厚生労働省の管轄で目指すべきあり方が示されています。示された方針は例えば、1クラブ40人以下、指導員2名以

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



上、1人あたり1,65㎡の面積を確保する事などですが、見附市の放課後児童クラブは基準を満たしていますか。改善が必要であれば、その対応はどのようにされるおつもりか、お聞かせください。

- 3 放課後児童クラブの対象者として、「両親が共働きであれば、祖父母と同居であっても1～3年生は希望者全員を受け入れます。」と見附市は基準を変更したようです。ありがたいと思われる家庭も多いとは考えますが、ただしそのために4年生以上で利用希望の人が入れないようになる事態も発生します。4年生以上の利用希望者への対応をどのように考えておられますか。お聞かせください。
- 4 放課後児童クラブの放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完し、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する目的の研修を県が主催して実施されています。他市では、計画的に研修を受講してもらい、人材の確保と育成に取り組んでいるようです。見附市の放課後児童クラブの指導員の人材確保と育成はどのようになっていますか。お聞かせください。
- 5 今年度から来年度で委託先の運営母体が変わるクラブが3か所もありました。もちろんそれぞれの事情があつての事とは思いますが、事業の安定した継続のためには、今一度、国の管轄である厚生労働省が示す方針や県の教育委員会の指針、または他市のやり方等を参考にしながら、今後の見附市の放課後児童クラブの統一した運営ルール作りなどの在り方について検討する必要があると考えます。
- そして、今年度末には見附市立学校配置等検討委員会の答申が出される予定になっています。必然的に放課後児童クラブについても検討をすることになるかもしれませんが、当局の見解をお伺いいたします。

質問事項	(主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)
【2】	子宮頸がんワクチン接種について
答弁を求める者	市長・教育長
<p>令和6年11月27日に開催された国の厚生科学審議会において、子宮頸がんワクチンである HPV ワクチンのキャッチアップ接種について議論が行われ、今年度末で終了予定であったキャッチアップ接種を、令和7年3月末までに1回以上接種した方を対象として、接種期間を最大1年間延長する経過措置を設けることが了承されたそうです。今年度末に定期接種の期間が終わる今の高校1年生も、今年度末までに1回接種すれば同様に経過措置の対象になるようです。</p> <p>1 現在、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種対象者は、高校1年生から27歳相当の未接種者です。全国的な調査によれば、令和6年9月末時点の累積初回接種率は30～40%だそうです。見附市の状況はどのようになっていますか。お聞かせください。</p> <p>2 これまでに、見附市のホームページをはじめ、対象者への個別接種券の送付や、はがきでのお知らせなどで周知をされてきたと認識しておりますが、今回の措置を踏まえて、これまでの内容の訂正とわかりやすい周知をする必要があると思います。「今年度末までに1回以上接種すれば、残りの接種も無料で受けられること」について対象者である高校1年生から27歳相当の未接種者に対して、至急個別通知にてお知らせする必要があります。通知時期と通知方法についてお伺いいたします。</p>	

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ